

情報通信利用環境整備推進交付金交付要綱

(通則)

第1条 情報通信利用環境整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、地理的な制約から民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又はその連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委任をして実施することを約した複数の市町村をいう。以下同じ。）に対し、情報通信利用環境整備推進交付金事業（以下「整備事業」という。）に要する経費の一部について交付金を交付することにより、公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、整備事業とは、公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備を設置する事業とする。

2 整備事業は、市町村又はその連携主体（次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものに限る。以下「特定市町村」と総称する。）が行うこととする。

(1) 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）

(2) 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）

(3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県をいう。）

(4) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）

(5) 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山

村として指定された地域をいう。)

(6) 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域をいう。)

(7) 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。)

3 合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、これを前項の市町村とみなして、この条を適用する。

（交付対象経費）

第4条 交付金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の額は、別表1に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第5条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、交付対象経費の3分の1に相当する額の交付金を予算の範囲内において対象となる特定市町村に交付する。

ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり100万円をそれぞれ上限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第6条 特定市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書及び次に掲げる事項を記載した様式第2号による整備計画を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(1) 事業概要

(2) 整備計画の対象地域

(3) 整備計画期間

(4) 加入見込み世帯数の目標

(5) 予定する財源の内訳

(6) 関連事業（整備計画の目標の達成を図るため、整備事業において整備した超高速ブロードバンド基盤を用いて提供される公共アプリケーションサービス等をいう。）

(7) 整備計画の事後評価に関する事項

(8) その他必要な事項

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入

控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電気通信基盤充実臨時措置法に基づく計画の認定)

- 第7条 特定市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金を受けて整備しようとする施設の整備に関し、電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号。以下「基盤法」という。)第4条第3項の規定に基づきあらかじめ認定を受けた同条第1項に規定する実施計画の写しを交付申請書と併せて大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、基盤法第4条第1項に規定する実施計画について認定を受けていない特定市町村は、同項に基づき大臣に提出した当該計画の写しを交付申請書と併せて大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

- 第8条 大臣は、第6条第1項の規定による交付の申請があったときは、別表2に定める審査基準を満たすものであって、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第3号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、第7条第2項に規定する場合においては、基盤法第4条第3項に定める認定が行われる日までの間は、交付の決定を行わないこととする。
- 2 大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、第6条第2項により交付金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、第6条第2項ただし書による申請がなされたものについては、交付金に係る消費税仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 交付金の交付決定通知を受けた特定市町村(以下「整備事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 整備事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第4号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

(変更等の承認)

- 第10条 整備事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第5号による変更承認申請書及び変更後の様式第2号に定める整備計画を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
- (2) 整備事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- ア 整備事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- イ 整備事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、整備事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な整備事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 整備事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

- 2 整備事業者は、整備事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

- 第11条 整備事業者は、整備事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は整備事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12条 整備事業者は、整備事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 整備事業者は、整備事業が完了したとき（整備事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月3日のいずれか早い日までに、様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 整備事業者は、整備事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 整備事業者は、第1項の報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る整備事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第10号による交付金の額の確定通知書により整備事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、整備事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第15条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 整備事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第11号による交付金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条第2項の整備事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 整備事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 整備事業者が、交付金を整備事業以外の用途に使用した場合

(3) 整備事業者が、整備事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、整備事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第17条 整備事業者は、整備事業完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(整備事業の経理)

第18条 整備事業者は、整備事業の経理について整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金交付の際付す条件)

第19条 特定市町村は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第13号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

2 大臣は、特定市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

3 特定市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第20条 前条第1項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分(取得価格が単価50万円以上のものに限る。)であって整備事業者が様式第13号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

2 整備事業者が取得した土地については、前項による財産処分のほか、総務省所管交付金交付規則第8条別表に規定する建物、鉄骨鉄筋コンクリート造、送受信用、車庫用又は格納庫用のものに係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとみなす。

(収益納付)

第21条 大臣は、整備事業者に、整備事業によって整備した施設の貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

(整備計画の事後評価)

第22条 特定市町村は、整備事業の終了後に、整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、大臣に報告をしなければならない。

2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、特定市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(書類の提出)

第23条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該市町村(市町村の連携主体を代表する市町村を含む。)の所在地を管轄区域とする各総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)を経由して、大臣に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第24条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

別表 1

区 分	内 容
<p>1 本体メニュー</p> <p>公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンドサービスを提供するために必要な施設又は設備であって、整備事業を実施する上で中核となるものの設置に要する経費</p>	<p>(1) 施設・設備費</p> <p>ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 光電変換装置</p> <p>(イ) 光成端架</p> <p>(ウ) 線路設備（中継装置及び分岐装置を含む。）</p> <p>(エ) 送受信装置</p> <p>(オ) ヘッドエンド装置</p> <p>(カ) 無線アクセス装置</p> <p>(キ) 鉄塔</p> <p>イ 附帯工事費</p> <p>(2) 用地取得費・道路費</p> <p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>
<p>2 附帯メニュー</p> <p>1の施設又は設備に付随して効用を発揮する施設又は設備の設置に要する費用</p>	<p>(1) 施設・設備費</p> <p>ア 次に掲げる施設・設備の設置に要する経費</p> <p>(ア) 局舎施設</p> <p>(イ) 外構施設</p> <p>(ウ) 電源供給施設</p> <p>(エ) 構内伝送路</p> <p>(オ) 管理測定装置</p> <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p> <p>(2) 用地取得費・道路費</p> <p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p>

別表 2

交付決定の審査基準

整備内容	公共分野における利活用を前提とした下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンド（以下「超高速ブロードバンド」という。）サービスを提供するための施設及び設備を設置する事業であること。
整備主体	市町村又はその連携主体であること。
整備地域	第3条第2項に掲げる地域のいずれかが含まれている、超高速ブロードバンドが整備されていない地域であること。
交付対象経費	別表1に掲げる施設及び設備の整備に係る経費であること。
基盤法に基づく実施計画の写しの提出	基盤法第4条第1項に定める実施計画について、その写しの提出があり、その内容と整備計画に齟齬がなく、交付決定の日までに認定が行われていること。
整備計画の策定	第6条第1項に定める整備計画が提出されていること。 当該計画において、超高速ブロードバンドサービスの提供開始から2年後を目途に整備対象世帯数の半数以上の加入が見込まれること。